

女性活躍推進法、次世代法に基づく一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」の両法律に基づいた一体型として行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：子育てと仕事の両立の推進を行うことで、男女とも平均勤続年数を 9 年まで伸ばす。

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 就業規則に基づき、妊娠中や産前産後の制度の説明を行う。
- 令和 2 年 4 月～ 全職員を対象に、育児休業制度、短時間勤務制度の説明を行い、シフトの配慮等による柔軟な働き方の実現に努める。

目標 2：若者に対する就業体験機会などを、積極的に提供する。

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 地域の高校生、中学生などに対し、実習や就業体験を積極的に受け入れる。
- 令和 2 年 4 月～ 個々が活躍できる職場である事について、当法人ホームページなどで積極的な広報活動を行う。